

ドイツ民主共和国の女性政策、あるいは社会主義における家父長制について

ウルズラ・シュレーター

第二次世界大戦後、ドイツは4占領地区に分割され、戦勝4カ国に統治された。その直後—しばしば1946年と言われるが—資本主義と社会主義という両社会体制の、世界支配をめぐる生存競争であるいわゆる冷戦が始まった。そこで1940年代以降、最も重大かつ危険な政治的戦線がドイツ内部に走った。一方はソ連に刻印された東側地区、後のドイツ民主共和国(DDR、以下「東独」)、他方は米英仏に刻印された西側地区、後の連邦共和国である。西側では以前同様、資本の支配と市民的民主主義があり、東側では、階級格差を取り除いて少数に対する多数の独裁を信奉する、ドイツにとって新しい社会が生まれた。

これらのことはすべて知られている。だが、40年間東ドイツにおける別の勢力関係と政治目標が、男性の生活以上に女性の生活を根本的に変えたことは、あまり知られていないと思われる。

このテーゼを証明するために、まずその社会構想を一瞥してみたい。西ドイツと異なり東独では、100年前欧州労働者運動において共産主義ユートピアとして生まれ、社会的公正と持続的平和を求める数百万人の希望と結びついた理論的基礎が存在した。その擁護者にはカール・マルクス、フリードリヒ・エンゲルス、そして女性政策に関連してはドイツ社会民主党のアウグスト・ベーベルがいた。彼は、19世紀末に『婦人論』を著し、社会主義社会の諸原則を定式化した。それらは東独で真摯に受け取られた。とりわけ重要だったのは、自らを陶冶し職業活動を行う女性の権利と義務であった。ベーベルはそれとの関連で、「社会主義社会の原則」(第21章)を語っている。男女平等はまずこのように—社会への女性の包含を通して—実現されるべきものであった。その際、19~20世紀の社会主義理論家も東独の政治家も、世界大で実証可能な家父長制的社会構造が階級構造とともに成立したことを前提としていた。エンゲルスは、最初の階級抑圧は歴史的に、男性による女性の最初の抑圧と重なると表現していた。その論理に従えば、階級差の解体とともに、男女の社会的差異も克服されることになる。東独の終焉まで公式の政治において、性差の問題は階級問題の一部であり、しばしば階級問題に比べ二義的とされた。

歴史的事実を挙げると、1949年に両ドイツ国家が設立された頃、男女平等の原則は、連邦共和国基本法(第3条)にも東独憲法(第7条)にも盛り込まれていた。しかし、その定義に至った事情は、非常に異なっている。西では第3条は本来、「立法者は同じものは同じく、異なるものはその特性において扱わねばならない」とされるはずであった。そのような定式化なら、女性差別に門戸を開いてしまったであろう。したがって、西側3占領地区全部で女性から激しい反対が起こった。彼女たちの抗議文書は、「洗濯かごのように」(リタ・ジュースムート)連邦議会に送られ、結局第3条のより具体的な定義に繋がった。ソ連占領地区では、男女平等要求が当然とされ、社会主義の理念に適っており、おそらく住民の間でも異論はなかった。

憲法に基づいて策定された家族政策・女性政策立法も、東西間ではっきりと異なってい

た。東独では早くも 1950 年に平等原則が具体化され、たとえば公的な子ども保育を保証する国家の義務（第 5 条）、家庭のあらゆる事柄における夫の単独決定権の廃止（第 14 条）、嫡出子と非嫡出子の法的平等（第 17 条）が定められた。連邦共和国では類似の法律は、ずっと後になって制定されるか、1990 年まで存在しなかった。

転換期の東独女性が、西独の姉妹たちが 1976 年まで、職業に就くのを許されるのに夫の明確な許可を提出しなければならなかった（それまで家庭の事柄における夫の単独決定権が有効だったため）ことを知った時、大半の人は全く信じられなかった。私も同様である。教育、職業、同時に子どもを持つことは、遅くとも 60 年代以降東独の女性にとって普通のことであった。旧連邦共和国で 80 年代に確かめられる女性にとっての教育攻勢は、東独では 50～60 年代に起こっていた。70 年代半ば以降は、形式的な職業能力段階〔未熟練、熟練工、マイスター、専門学校出身幹部、大学出身幹部の 5 つ〕において、男女差の重大な違いはもはやなくなった。職業教育の基礎は、当初 8 年、その後 10 年間の統一的な学校教育で、そこでは学習と労働の結びつきにますます価値が置かれた。60 年代に東でも西でも労働力が必要とされた際、連邦共和国は、多くはトルコからの外国人労働者の募集によってこの問題を解決した。東独では、女性の教育（女性特別学習、職業教育の短縮）と女性の就労が目指された。女性の就業率は、1960 年代で既に約 70%に達していた。東独最後の年は、91%であった。女性の就職率に関する現在のドイツの統計は、東独の統計と直接比較できないが、それでも東独女性は西独女性に比べ就業率が高いことは今日に至るまで実証できる（表 1）〔上位を占めているのは東独 5 州である〕。当然、東ドイツでは、専業主婦はほとんどいないに等しい。2011 年の連邦政府の男女平等報告書でも、東独諸州の主婦の割合は 2%程度にすぎず、統計的には無視できる数値である。西独諸州で主婦の割合は、90 年代初頭約 30%だったが、今日では 20%に低下した。

表 1 : 15～65 歳女性の就業率

ブランデンブルク	71.0
テューリンゲン	70.6
ザクセン	69.2
ザクセン＝アンハルト	68.9
メクレンブルク＝フォアポンメルン	68.8
バイエルン	68.7
バーデン＝ヴュルテンベルク	68.4
ハンブルク	67.6
シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン	67.0
ラインラント＝プファルツ	66.5
ドイツ平均	66.1
ヘッセン	65.7
ニーダーザクセン	65.0

1 母子保護と女性の権利に関する法律。同法は、1958 年、1961 年、1972 年に改定され、1990 年の統一条約で廃止された。

ベルリン	63.6
ブレーメン	63.4
ノルトライン＝ヴェストファーレン	61.5
ザールラント	61.2

出典：Mikrozensus 2010

東独最後の年、就業率と同様高かったのはいわゆる出産率である。全女性の9割以上が、少なくとも1人の子どもを持っていた。大半は、私のように2人である。つまり、ほとんどすべての東独女性は、仕事と同時に母親であることの幸せと葛藤とを知っていたのである。公的な子ども保育は、それに応じて拡充された(表2)。東独最後の年、3歳未満の子どもの約80%が託児所、3～6歳児の約95%が幼稚園の世話になっていた。ドイツで今日まで非常に激しい議論を呼んでいる東独の託児養育については、家族で赤ちゃんの面倒を見ることへの財政支援が向上したため、0歳児の子どもが託児所に送られるのは稀になった(1988年で1%のみ)ことを付け加えておきたい。1976年以降、職に就いている母親には、国家から給付される「赤ちゃん年」という制度が存在した。つまり、分娩後1年間、労働の免除と賃金の完全保障が認められたのである。10歳までの学齢期の子どもにとっても、公的な世話(学童保育)が使えた。東独最後の年、低学年の児童の80%は学童保育で世話された。この政策の痕跡は、東では今日まで確認できる。東ドイツの自治体では、公的な子どもの施設の基準が西ドイツよりも明らかに良好で、EUの設定(2013年バルセロナ目標)にずっと近い。

表2：東独において託児所・幼稚園・学童保育で世話をした割合(子ども1000人当たり)

	託児所(0～3歳)	幼稚園(3～6歳)	学童保育(6～10歳)
1960	143	461	
1970	291	645	466
1980	612	922	748
1989	802	951	813

出典：Statistisches Jahrbuch DDR 1989

ドイツにおけるここ20年余の出生率の発展は、東における社会的激変と、しかしまた40年間の東独家族政策の特殊性をも特に明らかにしている(表3)。まず目につくのは、西での大きな継続性である。80年代以降今日も、出産可能な年齢の女性1人当たり子どもの数はおよそ1.4人である。つまり、東独の連邦共和国への編入は、西側連邦州に、この種の家族面の決定にはほとんど影響を及ぼさなかった。その分、東では影響が大きかった。東では1989年に1.6人と西より高かった出産率が、1990～94年に半減した。政治の世界で、これが「東独女性の出産ストライキ」と呼ばれたのも稀ではない。その後徐々に数値は上昇し、2008年以降は西を上回っている。特に東では、母親の教育水準と子どもを持っていないことは関係がない。西の連邦州では相変わらず、とりわけ非常に優秀な女性が子どもを諦めているのに対し、東の諸州では東独時代と同様、その傾向は存在しない。教育

水準が比較的低い女性も、家族をつくることに関して、東では西と全く異なる態度を示している。東ではどちらかと言えば子どもを持たず、西では子沢山になるのである。つまり西で特徴的な、忙しい職業活動か子どもかという「非人間的断念」（ダニエラ・ダーン）を、東ドイツの人たちは今日まで自分に強いてこなかったのである。まさに北欧諸国、特にスウェーデンのように、東独で社会化された女性たちの多数は、「生活全部」、職業と同時に子どもを伴う生活に努力してきたのである。この発展は、幼児期の形成にも疑い無く影響を与えている。最近の幼児社会学の研究によると、「転換に伴って、東独の幼児の異種性が継続、ひょっとしたらそれどころか強化された」（Kirchhöfer, 2006, S. 14）* * ことも一部裏付けられている。

表3：東西ドイツの出産率（15～45歳の女性1人当たり）

	東ドイツ	西ドイツ
1989	1.56	1.40
1990	1.52	1.45
1991	0.98	1.42
1992	0.83	1.40
1993	0.77	1.39
1994	0.77	1.35
1995	0.84	1.34
1996	0.95	1.40
1997	1.04	1.44
1998	1.09	1.41
1999	1.15	1.41
2000	1.21	1.41
2001	1.23	1.38
2002	1.24	1.37
2003	1.26	1.36
2004	1.31	1.37
2005	1.30	1.36
2006	1.30	1.34
2007	1.37	1.37
2008	1.40	1.37
2009	1.40	1.35
2010	1.46	1.39

出典：Statistisches Bundesamt Wiesbaden 2011

東独における女性の職業活動の多さに、分断40年間に東西ドイツで家族形態が別の発展を遂げたことは関わっている。東独では結婚が次第に減り、離婚が増え、従って母子家庭がずっと多かった。この傾向は、今日まで東ドイツの特殊性として認識できる（表4）。

表4：2010年の家族形態

	東	西
親が結婚している家族	55	76
親が同棲関係の家族	19	6
片親	26	18

ここでの家族とは、18歳未満の子どもがいて共同生活を営む生活共同体を指す。

出典：Familienreport der Bundesregierung 2011, S. 22

今日出産できる年齢の女性たちが、せいぜい子ども時代の東独の思い出は持っているとして仮定するならば、それは、東では安定した家族志向、若い世代に受け継がれる安定した家族の行動規範が存在していることの所産である。ひょっとしたら、女性の、子どもを持ちたいという欲求と仕事をしたいという欲求を同等に置く、これまで安定した東特有の家族哲学と言えるかもしれない。これは実に現代的な要求と思う

それでも東独の家族政策を批判しなければならないとすれば、それは、東独が仕事を持つ母親に気前のよい国家的支援を行っても、家父長的社会のままであったからである。男性の生活はなるほど多くの家庭や、また社会調査でもテーマ化されても、公的政治のテーマとはならなかった。これに関して、両ドイツ国家における家族法制の興味深い比較が最近刊行された。それにより両国が、女性がどうあるべきか、いかなる態度を支援すべきかよく理解していたことが示された。旧連邦共和国では、特に70年代末まで、それは夫を支える主婦であった。東独では、社会進歩に貢献しようとする、仕事を持つ母親であった。男性の態度は、同じように法律に反映されることはなかった。男たちはいずれの国でも、既に政治的な期待と一致していた。したがって、東独の条件下で男女平等は、「男性水準に女性を導くこと」を意味したと思う。女性が行きたがっているところに男性は既にいるという観念は、これに基づいている。ベーベルにも、女性の社会的上昇を支援するのは男性の任務だと書いてある。今日から見て、それはかなりのものであったが、家父長制の根本を揺るがすのに十分でもなかった。結局、東独社会主義は家父長制を抑制し、これにブレーキをかけたものの、決して疑問視はしなかった。それは、その社会構想と一致してもいたのである。

これを手短かに実証する前に、二つの困難に注目を促しておこう。第一に、私の知る限りでは、西側のフェミニズム理論に、ある社会の家父長制的指標を測ることのできる明確なインジケータは存在しない。もし米国から違って見えるのなら、教えていただきたい。第二に、東のフェミニズム理論は、これまで全く存在しなかった。東独では、最初と最後の数週間を除いて、フェミニズムの議論は起こらず、そうした議論に女性も関心を持たなかった。そのため、今日顧みて検討できる、社会主義家父長制に関する文献は存在しないのである。階級と性の関係について、社会主義の条件下では何の疑問もないように思われた。理論をめぐる議論が、階級理論によって、ないし階級構造内部での労働者階級の指導的役割によって支配されていたし、東独女性の生活状況が、男性の役割、男性像、男性史に対する抗議をほとんど促さなかったこともあったので、これは不思議な話ではない。東独の女性たちが抱え、1989年秋に街頭に繰り出した一初期のライブツィヒ月曜デモで女性の割合は40%だった一問題は、言論の自由、旅行の自由、物資の供給に関わるもので、男

性の問題とほとんど違わなかった。したがって、激変の時期に行動した女性たち（ベルベル・ボーライ、マリアンネ・ビルトラー、ウルリケ・ポッペ、ヴァリー・シュミット、ヨハンナ・シャル、そしてもちろんアンゲラ・メルケル）が登場時に掲げたのも、フェミニズムのテーマではなかった²。ベティー・フリーダンが1963年『女であることの迷妄』(Der Weiblichkeitswahn)で引き起こし、ヘルケ・ザンダーが1968年『トマト演説』(Tomatenrede)で駆り立てたような懸念は、東独女性には無縁だった。私たちは、公的生活に近づくためにも、子どもの養育のためにも戦う必要がなかった。また、仕事を持つ母親に対する差別、「薄情な母親」としての社会的軽蔑を恐れる必要もなかった。反対に、遅くとも60年代末以降、社会科学の研究は、母親が職に就いていることが、子どもの発達に肯定的な影響を与え、極端に言うなら仕事を持つ母親の方がよい母親だということを証明することができた。今日までドイツで感情を掻き立てる見解である³。私たちには1965年以降、家族の発達、子どもの教育への責任を夫婦平等に持たせる家族法があった。また遅くとも60年代以降、保育施設・給食・医療・休暇旅行・化粧・美容などを提供する「社会的な場」もあった。1972以降は、「もし女性が望む場合」、つまりいかなる付加的な条件もなしに、妊娠3カ月以内に中絶する権利もあった。これらはみな、それでもなお存在した家父長制的構造を見通すことを困難にした。そして東独の連邦共和国への編入直後は、フェミニズムの訓練を受けた西ドイツの姉妹たちとの理解も難しくした。

表5：「母親が主婦だけでない方が、子どもにとって却ってよい」という意見に対する賛同率

	1982	1991	1996	2000	2004	2008
東の女性		65	73	75	85	88
東の男性		56	62	68	77	79
西の女性	28	40	45	52	55	60
西の男性	21	28	28	34	38	46

出典：Allgemeine Bevölkerungsbefragung (ALLBUS) der jeweiligen Jahre (SPSS-Datei selbst ausgewertet)

当時女性会議で耳にした多くの意見は、私の体験や知見と一致するものではなかった。特に、フリッガ・ハウクに遡る「資本主義的搾取は性別分業を必要とするので、資本主義は家父長制と共にのみ機能する」というテーゼはそうであった。確かにそれはすぐに理解できたが（1.5人分の仕事、エリーザベート・ベック＝ゲルンスハイム）、資本主義で生きていたわけではない私には当てはまらなかった。数年かかって私は、少なくともドイツでは、フェミニズムのもろもろの意見に対して特殊東的な貢献が必要であり、この貢献は東から来なければならないということを意識した。東独の経験を持つ人間が関われる間にそうなるかどうかはわからない。私の見るところ、現在のドイツで確立された社会科学の世界では、支配的な西の見解と並んでなお東の見解を許容する用意はほとんどないように

² 独立女性連盟 (UFV) が設立され、当初政治活動に成功した点は除く。

³ 図表、よりよい母親

思われる。ともあれ、資本主義と家父長制の関連についての先のテーゼに今日遭遇したら、私は「家父長制は資本主義がなくとも機能する。ただ、機能の仕方が違うのだ」と補足するであろう。

ここで、予告したように幾つか論点を提示したい。ただし、基礎的体系（順番、定義の指標、比較の基準）はなお練り上げる必要があることは自覚している。私の論点は、既に挙げた東独女性と連邦共和国の女性の生活の相異を相対化するものではないが、それを越えて共通点を示すものである。

1) 東独でも公と私は同格ではなく、明らかに家父長制的社会の特徴を帯びていた。公において行われた労働は、私におけるよりもずっと高い価値を与えられた。それは金銭の支給だけの問題ではない。東独でもこのテーマは、男女の次元を持っていた。東独終焉まで、無給の家事の7~8割は、たとえ仕事を持っていたとしても女性が担っていた⁴。公において獲得された知識・経験のみが、社会進歩と関連づけられた。だからこそ、東独女性について「描かれた」イメージは、きわめて正確に分析される必要がある。「作業台の女性」（イーナ・メルケル）は本当に50年代の英雄だったのか、それとも真の英雄的行為は、写真家やレポーターが来ないところで行われていたのだろうか。社会主義の条件下での公と私というテーマ、特に公と私を隔てる壁については、なお研究の余地が多くあるように思われる。それが連邦共和国よりも柔軟だったことは疑いなく、現在のドイツのような「構造的無配慮」（フランツ・クサファー・カウフマン）として働くことはなかった。子どもの生活を大人の生活から厳格に分け隔てもしなかった（ディーター・キルヒヘーファー）。私の領域で起こったことは、公における黙秘義務を課せられず、しばしば公的制度によって支援され、しかしまた管理・規制もされた。常に、私においても目指すべきことは公において決められるという原則に則っていたのである。

2) 妊娠中絶禁止は、「女性抑圧の核心」（ウテ・ゲアハルト）と呼ばれることがある。東独におけるその扱いは、階級政策と女性政策の複雑な関係を特別な形で反映していた。ソ連占領地区では、終戦後まず中絶は自由な扱いを受けた。悪名高いドイツのブルジョワ刑法第218条はもはや効力を持たず、新しい規定も当初は存在しなかった。このことは、決定を担った人びとが、戦後の婦女暴行について情報を得ていたであろうことを確実に示唆している。だがそれは、ソ連兵が男性というだけでなく階級兄弟でもあったため、タブーのままであらざるを得なかった。その後1950年9月、前述の「母子保護と女性の権利に関する法律」が可決された。同法は第11条で、それまで法律的ではなく事実上有効だった社会的特徴を撤回した。疑いもなく家父長的な決定である。この禁止は1965年ようやく「保健省訓令」で緩和され、1972年に廃止された。1972年3月初旬、妊娠3カ月までの中絶が合法と認められ、病気と同列に置かれた—ということは無料になった！—ことで、中には驚きを感じない法律家や医療関係者もいたであろうが、大半の東独女性にとっては思いがけないことであった。東独で声高で大衆的な要求は存在せず、この法律は、数年前の家族法のように、草案段階で幅広く議論されたわけでもない。人民議会での採決の際当初反対や留保があったのは、ほんの僅かの人にしか知られなかった。可決の時点（1972年春）が連邦共和国でのフェミニストの活動と関係するかどうかしばしば推測され

⁴ このテーマについては、『社会主義における家父長制？』〔解題参照〕で詳細に検討した。

るが、まだ実証はされていない。しかし私は、『シュテルン』誌の大々的な行動が、東独政府がどちらのドイツ政府の方が現代的かを示そうとしたがったことに一役買った可能性が高いと考えている。よく知られているように、1971年夏、連邦共和国の著名な女性約400人—その中にはロミ・シュナイダーもいた—が「私は中絶した」と公表した。同様に70年代初頭以後、東独の女性たちはピルを処方させることができた。もちろん、他の薬と同様、費用はかからなかった。

妊娠中絶というテーマは、ドイツでは今日まで論争と抗議を引き起こしている。90年代半ば、ドイツの立法者が作成した規定は、西の女性にとっては進歩、東の女性にとっては退歩を意味した。それにより、妊娠3カ月以内の中絶は、合法ではないものの、処罰の対象とはならなくなった。ただし、当該女性にとって無料ではない。これは東独女性にとって相当な問題となり得る。というのも、東での貧困率はほぼ20%で、西(13%)よりもずっと高いからである。2011年ドイツでは、中絶の割合が14%に達した。

3) 男性支配の権力構造は、いずれにしても家父長制の特色づけの一部である(エファ・ツューバ)。これは東独にとってもポイントとなるテーマで、決定のレベルが高ければ高いほど、女性の数は少なくなった。最高の決定機関、党中央委員会政治局で、女性の政治局員はいなかった—女性の政治局員候補は何年も存在したが—。そのような事実は東独で秘密ではなかったが、政治的に重大な議論の素材にもならなかった。80年代終盤、あらゆるレベルの指導的立場に女性が占める割合は、約30%であった。今日東独私企業で女性が指導的ポジションを占める割合も、だいたい同じ程度である。

4) 世界中どこでも、歴史書は男性の行為を収めている。歴史は階級闘争の歴史だというマルクスのテーゼを通じて、追加的に正統性を与えられている。女性の歴史は連邦共和国の歴史研究でも、最近数年間に初めて真摯に受け止められるべき価値を得た(アネッテ・クーン)ことも付け加えておかねばならない。

5) 東独における唯一の女性組織、ドイツ民主婦人連盟(以下、「DFD」)が感じ取った可能性と限界は、独特な形で社会主義的家父長制の特徴を示している。まず強調すべきは、階級差の克服を旗印とする(はるかな目標は無階級社会)社会にとって、女性組織は自明のものではない点である。他の社会主義諸国では、似たような構造はなかった。DFDの存在は、第二次世界大戦直後全ドイツで設立された「反ファシズム女性委員会」と関係がある。政治的破局後の常として、1945年ドイツでも、生活がさらに続くよう取り組んだのは女性たちであった。

1947年東独におけるこれら女性委員会のDFDへの結集は、ソ連軍政部に承認され、またおそらく望まれてもいた。西側連合国は統一的な女性組織の設立に対する認可を拒んだため、認可義務が撤廃された後、1950年ようやく、女性委員会は西独DFDに糾合できた。この時点で、「鉄のカーテン」は既に下ろされていた。それでも東西のDFD指導部は、なお数年(1957年に西のDFDが禁止されるまで)密接に協力して活動しようと試みた。もっとも振り返って見ると、DFDはほとんど東独の組織でしかないように見えるし、最初から共産主義的ないし社会主義統一党(SEU)の刻印を受けていると疑われていた。その際しばしば見逃されているのは、男女関係への志向が社会主義の構想に合わないため、他ならぬ党が50年代半ばまでDFDに対して多大の不信感を抱いていたことである。そのため、初期の数年間DFDとDFD会長は権威主義的に扱われ、当回事業所グループが許可

されたものの、後年禁止され、立法の際の発言権も当初は認められたのに、後に禁じられ、国際民主婦人連盟 (IDFF)⁵への加盟も公式には評価されながら、水面下では不信の眼で監視されたのである。「DFDのブルジョワ女性」が労働者階級の指導的役割、つまり中心的な政治目標の邪魔をしかねないと根本的な不安が、常にあったのである。

私の知るところでは、この不安がある程度妥当なのは、最初の短い期間と最後のさらに短い期間だけである。その間の大半の時期、東独女性全体と同様 DFD による政治的抵抗はほとんど確認できない。もっとも、1947年にDFDが設立された際誓われたのは、世界観・宗派・職業を越え姉妹的結合で、軍国主義とファシズムを完全に根絶し、永続的な平和への人々の切望を実現するよすがとなる」ことであった。後の各種政治文書ではもっぱら「兄弟的結合」、兄弟党、兄弟国が語られているので、この引用は強調する価値がある。だがそれは、男性優位に対する正直な告白だったのではなく、人間一般を意味している。DFD創設期の女性たちは、この定式化で男性を排除し、男性政治に対する不信のサインを送ったのであるが、12年に及んだナチス支配の後では至極もともとどと言えよう。「姉妹的結合」という用語は、後年の東独公式文書では発見できない。80年代末期150万人の会員を擁したDFDが、資本主義的家父長制への苦痛に満ちた移行をいかに遂げたのかは、強調に値するように思われる。

それは1989年秋、DFD下部から連盟執行部へのおよそ5000通の書簡で始まる。そこでは、一方で「DFDの刷新」が要求され、他方で流血に導きかねない社会的変化への不安が大きな役割を果たしていた。1990年3月3日の臨時連盟大会で代議員たちは、新しい責任者を伴った新しい活動内容と新しい活動形態、しかしまた女性政治構造の維持でも一致した。これは1990年10月以降、民主女性連盟(以下、「dfb」と称している。dfbは1993年、ドイツ女性評議会—ドイツの上部団体—に受け入れられ、1995年北京での第4回世界女性会議に参加、そこでのNGOフォーラムに積極的に関わった。dfb委員長はドイツ女性評議会幹部会において活発に活動し、2012年春まで欧州女性ロビー(EWL)議長も務めた。90年代末以降、dfbの助力で、国連の女性差別撤廃条約履行に向けた、国連宛のオルタナティブ報告が書かれている。1993年に設置した社会作業部(SOZIALWERK)と一緒に、dfbは数多くの女性プロジェクト、女性の家、ホームレス予防事業、多世代住宅、子どもプロジェクトなどを行っている。ただしそれは、東ドイツ諸州およびベルリン東部に限られている。最新の統計によると、dfbの会員数は約3000人とされている。

6) 東独における抑制的な、だが明瞭に看取できた家父長制にまつわる議論を集めたとしても、なお社会構想をめぐる議論は残る。事実、ドイツ系〔正確に言うとオーストリア系〕アメリカ人のゲルダ・レーナーは80年代、家父長制的社会構造は歴史的に、階級社会よりもずっと昔に成立したことを実証できた。彼女もまずマルクス主義の立場から出発したが、女性のセクシュアリティに対する男性の管理は家父長的社会の出発点、ないし「男による女の性・生殖能力の専有」であるとの結論に達した⁶。そしてこの専有は、生産手段の私的所有の成立、つまり階級の成立よりも前に起こっていた。当時まだ存在してい

⁵ IDFFは1945年パリで設立され、1951~1990年は事務局・書記局が東独にあった。

⁶ Gerda Lerner: Entstehung des Patriarchats, Frankfurt/Main; New York, 1991, S.26.

邦訳『男性支配の起源と歴史』三一書房、1996年、10頁。

た社会主義諸国の女性政策にとってこの研究成果がきわめて刺激的だったのを、ゲルダ・レーナーが意識していたかどうかはわからないが、私はそうだと推測する。なぜなら、男性支配が階級支配よりもずっと古いのであれば、伝統的な階級構造が疑問視されている限り、男性支配の方は揺らぐ必然性がないからである。そして女性問題は、階級問題を構成しなくなる。だから、社会主義女性政策の出発点が正しくなかったのである。

以上が、「社会主義家父長制」というテーマをめぐる私の考察である。東独の女性政策によって機会に恵まれたことを否定することなく、その限界を明らかにできたのではないかと思う。私も、過去を回顧しての批判は、自分自身の欠陥に眼を向けることになるので苦痛を感じる東ドイツ人の一人である。私が50年以上前世界観的な決断を下した頃、東独はドイツ連邦共和国に対する持続的オルターナティブに思われた。今日では、東独がすべての点でオルターナティブであったわけではないと知っている。別の言い方をすれば、私が世界大で緊要と考えている社会の青写真は、男女関係により高い価値を認めなければならないのである。